

研究ノート

会社法制改革の政治経済学

—— 「合併等の対価の柔軟化」を振り返って ——

仮屋 広郷*

- I はじめに
- II 合併等の対価の柔軟化
- III 日興コーディアルグループの完全子会社化と経済学者のコメント
- IV 年次改革要望書
- V 金融という構造的権力
- VI おわりに

I はじめに

鬼籍に入った会社法学の大家、河本一郎（神戸大学名誉教授）は、「日本の会社法の改正とアメリカの政治の関係が面白いので研究してみても」と、後進の研究者の背中を押していたようである¹⁾。「面白い」という言葉にどのような意味が込められているのか、私には知るよしもないが、私も「日本の会社法の改正とアメリカの政治の関係」は研究を蓄積していかなければならないテーマであると思っている²⁾。しかし、これに関する先行研究はほとんど見当らず、未踏の研究

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第1号 2025年4月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 同志社大学法学部教授の川口恭弘先生が、ご著書『現代の金融機関と法（第6版）』（中央経済社、2024年）をご恵贈くださったので、私がお礼のメールを差上げるとともに、拙稿「薬剤利権の虜（Pharmaceutical Capture）—— 医産複合体に絡め取られる制度 ——」一橋法学22巻2号（2023年）917頁以下（<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/80134/hogaku0220206370.pdf>）をお送りしたところ、それに対する返信メールの中で川口先生が教えてくださったことである。

領域が目の前に広がっているのである——手つかずの研究領域は、研究者の目には魅力的に映るかもしれない——が、道しるべが何もない——魅力的な研究領域であっても、論文にまとめる見通しが立つような根拠（素材や文献も含めて）が手に入りそうにない研究領域であると、そこに踏み出すことを躊躇ってしまう——ので、まずはこの未踏の領域に獣道のようなものを作る（＝研究の手がかりを提供する）ことから始めなければならないような状況にある³⁾。獣道ができれば

- 2) 私がこのような研究の必要性を痛感する理由については、拙稿「『鍵を探す男』と『ブルシット・ジョブ』——『規制の虜』を見ないことの帰結——」一橋法学23巻1号（2024年）451頁以下、465頁注35を参照されたい（<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/83056/hogaku0230104510.pdf>）。
- 3) 私が記した獣道へのはじめの一步が、拙稿「コーポレート・ガバナンス放談（上）（下）——改革の政治経済学」ビジネス法務15巻8号（2015年）108頁以下、同15巻9号（2015年）110頁以下である。

なお、法律時報2024年8月号においては、「ロビイングとルールメイキング」という特集が組まれており、同特集の企画趣旨において、測圭吾（神戸大学教授）が、「日本でのロビイング及びルールメイキングに関する法学研究が未だ断片的なものにとどまること」（測圭吾「規格趣旨」法律時報96巻9号〔2024年〕4頁以下、4頁から引用）を指摘しているとおり、日本において、こうした研究（本稿もこの部類の研究である）は、未だ揺籃期を出ていないのである。

ちなみに、測は、「利益集団に属する有権者が自分達に有利な政策を実現しようとする政治家に投票し、利益集団が利益集団に属さない有権者に対して特定の政策実現を呼びかけまたは説得し、利益集団が政治家に対して自らに有利であると同時に客観的によりよい政策の実現のために有益な情報を提供し、また、政治家が利益集団に属さない有権者にとって有利な政策の実現を図ること（図の☆）は、いずれも、必ずしも問題があるとはみなされないかもしれない」（測圭吾「多様な私益が『公益』へと収斂する過程とその規律」法律時報96巻9号〔2024年〕32頁以下、36頁から引用）と述べている。しかし、メディア・コントロールの問題（後掲注12）とそこで引用した拙稿を参照されたい）や、「規制の虜」という問題（拙稿・前掲注1）、拙稿・前掲注2）、拙稿・後掲注44）などを参照されたい）を考慮すると、とてもこのような楽観的見方に賛同する気持ちにはなれない。力ある利益集団が、「客観的によりよい政策」を実現するために動く保証、「客観的によりよい政策の実現のために有益な情報」を当該利益集団に不利な情報も含めて提供する保証、「政治家が利益集団に属さない有権者にとって有利な政策の実現を図る」保証、こうしたものを期待できる状況ではなく、「制度は力ある利益集団の利益に添う方向に傾けられる」というのが現実に近いと思うからである。参考までに付言しておく、拙稿・前掲注1）を読み、「背筋が凍った」と評した法学の研究者は、一人や二人ではない。力ある利益集団が制度を絡め取る「虜」問題は、それほどまでに酷くおぞましいものなのである。制度を形成するダイナミクスが好ましい形で作動する可能性や希望的観測に立つのではなく、厳しい現実を勇気を持って直視し、最悪の事態をも念頭に入れて、わが国の制度のあり方をあらゆる角度から真剣に考究することが、今、われわれに求められていることではないだろうか。

ば、次世代の研究者が少しずつ道を切り拓き、大きな轍を刻んでくれることであろう。本稿の目的は、次世代の研究者が轍を刻むための手がかり（＝研究のための材料）を提供することにある。

II 合併等の対価の柔軟化

平成 17（2005）年に制定された会社法における組織再編法制の改革の目玉は、合併等の対価の柔軟化であった⁴⁾。会社法制定前は、合併の対価は、原則として存続会社の発行する株式に限られていた⁵⁾。合併の対価が柔軟化されたことにより、いわゆる三角合併——存続会社が消滅会社の株主に対して、存続会社自身の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を交付する方法——が可能となった。この規制緩和により、クロスボーダーでの買収——外国の会社による日本の会社の買収がその典型——が容易になったと言われている。なお、三角合併と同様に、いわゆる三角株式交換——親会社株式を対価とする株式交換——も認められる⁶⁾。

会社法制定に至る「会社法制の現代化」の経緯を振り返ると、株式交換についても対価の柔軟化が図られることが示されたのは、「会社法制の現代化に関する要項案（第二次案）」においてであった。そのときには、「株式交換制度において、対価として株式以外の『金銭その他の財産』を交付することは、同制度の母法であるアメリカ会社法でもまだ認められていないことであり、慎重な立法が望まれる⁷⁾」という意見も見られたのであるが、会社法のもとでは、承継型組織再編（合併・株式交換等）の対価を、組織再編契約で自由に決めることができるように制度化された⁸⁾。

4) 中東正文「要望の顕現——組織再編」中東正文＝松井秀征編著『会社法の選択——新しい社会の会社法を求めて』（商事法務、2010年）257頁以下、328頁。

5) 田中亘『会社法（第4版）』（東京大学出版会、2023年）666頁参照。

6) 神田秀樹『会社法入門 第3版』（岩波書店、2023年）201頁～202頁参照。

7) 柴田和史「企業再編法制の再整備」判例タイムズ1158号（2004年）131頁以下、135頁から引用（注は省略した）。当時、株式交換についても対価の柔軟化を認めると、「株式交換」という概念では捉えられなくなることも指摘されていた。神田秀樹「会社形態・設立・計算・組織再編関係」商事法務1686号（2004年）4頁以下、10頁参照。

8) 田中・前掲注5）666頁参照。

Ⅲ 日興コーディアルグループの完全子会社化と 経済学者のコメント

2008年1月29日、国内初の三角株式交換が成立した。これは、シティグループ（ニューヨーク証券取引所等に上場する米国デラウェア州の会社）が、①1株当たり1700円で公開買付により、日興コーディアルグループの株式を取得した上で（2007年4月の公開買付終了時点でのシティグループの株券等所有割合は約61%で、その後の買い増しの結果、同年6月には約68%となった）、②シティグループの100%子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス（日本法人）と、日興コーディアルグループの間で、日興コーディアルグループを完全子会社とする株式交換——対価はシティグループ（親会社）の普通株式である——を行ったものである⁹⁾。

シティグループによる日興コーディアルグループの完全子会社化は、①対象会社が上場廃止となるかどうかが不透明な中で国内最大級の公開買付が実施されたことや、②国内初の三角株式交換であったことから、社会的な注目度が高い案件であった¹⁰⁾。

この案件について、経済学者の本山美彦（京都大学名誉教授）が興味深いコメントをしているので、これを見よう。

2008年1月、シティグループという金融コングロマリット（銀行、証券、保険、クレジットカードといったあらゆる金融業務を傘下にもつ金融組織）が、日興コーディアルグループを傘下に納めた（ママ）。これは、日本の巨

9) 谷川達也=清水誠「シティグループと日興コーディアルグループによる三角株式交換等の概要〔上〕」商事法務1832号（2008年）55頁以下、55頁～56頁参照。また、藤田友敬「株式買取請求権をめぐる諸問題——会社法制定後10年の経験を経て」黒沼悦郎=藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣、2017年）433頁以下、463頁～464頁も参照。なお、本文②の株式交換については、株式交換契約承認決議に反対した日興コーディアルグループの株主が、株式買取請求を行ったが、価格決定の協議が整わなかったため、裁判所に株式買取価格決定の申立てがなされ、買取価格は1株につき1700円とされた（東京地決平成21年3月31日判例タイムズ1296号118頁）。

10) 谷川=清水・前掲注9）55頁参照。

大証券会社が、外資の傘下となるということ以上に大きな意味をもつ。これで、銀行、証券、保険、クレジットカード間の垣根が事実上撤廃され、金融の縦横無尽の拡大領域が切り開かれたことになるからである。この合併は国民の関心の的であった三角合併……の第1号であった……。アメリカの巨大金融コングロマリットのために、アメリカ政府は日本に執拗に三角合併の採用を迫っていたのである。これによって、日本でも銀行と証券との垣根が事実上なくされたという点に大きな意味がある¹¹⁾。

本山のコメントで目を引くのは、「アメリカの巨大金融コングロマリットのために、アメリカ政府は日本に執拗に三角合併の採用を迫っていた」という点である。ここでまず確認しておくべきことは、①アメリカ政府は日本に執拗に三角合併の採用を迫っていたというのは本当か、ということである。その上で、それが本当である場合、②なぜアメリカ政府は巨大金融コングロマリットの利益を増進させようとするのか、ということを考えてみる必要がある。以下、順に見ていくことにしよう。

IV 年次改革要望書

会社法案については、スムーズに国会提出に至ることが予定されていたようであるが、合併等の対価の柔軟化により、三角合併が可能となることが、外資の対

11) 本山美彦『金融権力——グローバル経済とリスク・ビジネス』（岩波書店、2008年）187頁から引用。本山は、「三角合併」の第1号としているが、先に述べたとおり、「三角株式交換」の第1号というべきだろう。参考までに付言しておく、アウト・イン型——海外企業が日本企業の株式や資産を買収するM&Aをこのように呼ぶ——の国際的な株式対株式交換（share for share exchange）を実現するためには、合併対価を柔軟化して、国際的三角合併を行うことが当初は想定されていた。しかし、現実的には、シティグループの案件に見られるように、国際的三角株式交換が好まれて用いられた。その理由は、①法人格の変動の有無に関して、三角合併では対象会社の許認可の承継・財産移転の登記や登録が問題になるのに対して、三角株式交換では、通常、問題にならないこと、②三角株式交換の場合、税務上適格か非適格かを問わず、みなし配当課税が生じないことにあった。森本滋編『コンメンタル会社法17——組織変更、合併、会社分割、株式交換等（1）』（商事法務、2010年）413頁～414頁（中東正文）参照。

日投資意欲を高め、ひいては日本市場における敵対的買収を増加させるのではないかと、という懸念が強まり、経団連——当初は、三角合併を含めた組織再編の規律の緩和・多様化を要望していた——も、非公式に、水面下で合併対価の柔軟化の実現を阻止するための動きを強めるようになった——これに加えて、郵政民営化¹²⁾に反対する議員（郵政民営化が実現すると、民営化された金融機関が外資系企業に買収されてしまうのではないかと懸念する人々）が、合併対価の柔軟化にも反対する構図があった——ため、自民党における党内手続きが大揉めになり、一時は国会への法案提出も危ぶまれる事態となった。結局、自民党政務調査会社務部会は、企業の定款による買収防衛策の採用の機会を確保することができるよう、合併対価の柔軟化に関する改正部分の施行時期を1年先送りすることを条件に、政府による会社法案の国会提出を了承した¹³⁾。

国会の審議においては、当時参議院議員の秋本司（自由民主党）が、南野智恵子法務大臣に、「今、日本における経済の状況、特にバブル崩壊後、日本の企業が低迷する中で数多くの外資系企業が日本へ進出してき、またそのおかげで良くなった面もあれば、一部、ハゲタカファンドと呼ばれる中で日本の資産が一部食い物になってしまった。そういったことが混在する状況の中で、今回の法整備の必要性について大臣にお伺いしたいと思います。」と質問し、南野は、以下のように答弁している¹⁴⁾。

12) 田村秀男（産経新聞特別記者・編集委員兼論説委員）は、郵政民営化を実現した「小泉改革はまさに、米国の利害と一致するものでした」と述べている。田村秀男『現場記者50年の証言 現代日本経済史』（ワニ・プラス、2023年）204頁～205頁参照。「」内の文章は、205頁から引用した。

ちなみに、郵政民営化においては、「日本の大手マスコミが操り人形となり、アメリカが糸を引き、かれらが踊っている舞台が演出されている」様子がうかがえる。この点については、拙稿「メディア・コントロールと会社法研究——メディアの注目度に着眼した制度分析が見えなくするもの」法律時報91巻5号（2019年）81頁以下、85頁～86頁を参照されたい。「」内の文章は、同論文86頁から引用した。

13) 相澤哲 = 神田秀樹「【対談】商法から会社法へ」江頭憲治郎 = 森本滋編『拾遺会社法——会社法コンメンタールしおり・付録集』（商事法務、2021年）31頁以下、42頁～43頁参照。また、原田裕彦「社員権としての株主権空洞化の潮流における一側面——合併等対価柔軟化、全部取得条項付種類株式及び特別支配株主の株式等売渡請求制度と規制改革要望書——」関西商事法研究会編『会社法改正の潮流——理論と実務——』（新日本法規、2014年）435頁以下、441頁も参照。

合併対価の柔軟化を含めた企業の組織再編行為の柔軟化に対する改正、また基本的には我が国企業の国際的競争力の強化にとって組織再編の効率性、柔軟性を高めることが重要である、そのような観点から改正を、観点から行っております。

組織再編行為の柔軟化につきましては、我が国経済界のかねてからの要望事項でもあり、会社法制の現代化に関する要綱試案におけるパブリックコメントでも、日本経団連を始めとして経済界からの賛成意見のみが寄せられておりました。具体的改正内容につきましても、法制審議会等において、商法学界、経済界、関係省庁等を代表する委員の先生方等に十分御議論いただきまして、この上で決定させていただいたわけでございます。

南野は、会社法制の現代化に関する要綱試案におけるパブリックコメントでも、日本経団連を始めとして経済界からの賛成意見のみが寄せられたことを強調しているが、経団連は、立法過程の中途において、合併対価の柔軟化の実現を阻止するための動きを強めていたことは、先に述べたとおりである。これに関連して、当時、法務省大臣官房参事官であった相澤哲は、以下のように述べている。

ライブドア事件の前後のころから、経団連の幹部の方が、本来経済界が目指してきた「集中と選択の自由度の拡大」が必ずしもよい結果ばかりをもたらすものではないと感じるようになったとみられ、そのため、従来から経団連が率先して導入を求めてきた三角合併の導入、合併対価の柔軟化の点について、にわかに非常に強い懸念が示されるようになったのです¹⁴⁾。

ただ、他方で、経団連も建前としてこれまで推進賛成という立場に立っていたということを表向きには曲げるわけにはいかなかったとみられ、あまり詳しくは申し上げられませんが、その反対活動は言わば非公式に行われまし

14) 本文における、秋本司の質問に関連するやり取りについては、第162回国会参議院法務委員会第22号(平成17年6月9日)の議事録(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116215206X02220050609¤t=1>)を参照した。

15) 相澤 = 神田・前掲注13) 42頁(相澤哲発言)。

た¹⁶⁾。

法案を無事に成立させ、法改正を実現するには、その法案に推進力——国会審議を無事に通過するためだけでなく、その前段階として、国会審議に辿り着くためにも必要な推進力——を与える必要があると言われるが¹⁷⁾、三角合併の導入・合併対価の柔軟化の点について、経団連が推進力とならなくなったとすれば、何が法改正を実現させる推進力となったのであろうか。そのヒントを与えてくれるのが、国会審議における秋本司の以下の質問である。少し長くなるが、引用する。

実は、なぜ今日はそういった質問を冒頭に持ってこさせていただきましたかというと、今この委員会では関係ない話であります、郵政の民営化を始め、この委員会では関係ある司法制度の改正と、いろんな様々な議論が出てきて、今現在も審議中のものもあり、そしてもう続行されたものもあるわけでありますけれども、実はこういったものが日本でクローズアップされるきっかけというのは、一部こういったことが議論しているグループもありますけれども、非常にアメリカが日本に対して様々なことを、規制改革を含めた要望書を毎年出してきている、こういった話があるわけであります。

この話をひもとくと、当然、日米貿易摩擦、それから日米構造協議という話になる中に、あのときは様々な要望を日本に対してアメリカが行ってきた。しばらくその話がもうなかったわけでありますから、私はもうてっきりそういったものはないのかなと思っていたわけでありますけれども、それが実は構造協議、スーパー三〇一条以来ずっと毎年のように形を変えて、年次改革要望書であり、又は近年では日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく日本政府への米国要望書という形で毎年のように要望書が送られているという現実を見る中に、私もそういった話を興味を持ちまして、この資料をどこで手に入れることができるのかと思ったら、簡単にホームページで、アメ

16) 相澤 = 神田・前掲注 13) 42 頁 (相澤哲発言)。

17) 相澤 = 神田・前掲注 13) 41 頁～42 頁 (相澤哲発言) 参照。

リカの日本にある在日米大使館、ここのホームページにアクセスすると、丁寧に日本語に和訳されておりまして、その要望書を拝見させていただいたところであります。

その要望書を見ますと、中にはいろいろたくさん羅列されているわけですが、主に個別産業別の市場参入という形で、いろんな形で項目別の中に、実はこの今回の会社現代法は、特に合併対価の柔軟化、このことについてアメリカからこの「商法」という項目の中にきちりといろんな要望が書かれておりました。その中にこの三角合併もあり、そして当然外国株を使った株主交換（ママ）を認めるべきだという要望もあって、その、御丁寧にその締めくくりには、しっかり次期通常国会に提出をするようにということまで明記されているわけでありまして、次期通常国会でありますから、実はこの要望書が出されたのは二〇〇四年の十月でありまして、毎年この十月、秋ごろにはアメリカからしっかり来る。

それで、昨年四月ごろにこれが来た。それで、日本でも議論になってきているし、さかのぼってみますと必ずそういったことが触れられたことがあるわけでありまして、法務省としては一応この事実確認を、アメリカの要望書というのを目に触れながら、体しながら、一応は検討の余地に入ったんでしょうか。

秋本が言及している 2004 年 10 月の要望書というのは、Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative (October 14, 2004)¹⁸⁾ のことである。同要望書の 10 頁を見ると、確かに秋本が述べるとおりのことが記されている¹⁹⁾。

ここで、「年次改革要望書」について少し補足しておく、これは、ブッシュ大統領と小泉純一郎首相によって設置された The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative に基づくもので、2001 年 10 月から 2008 年 10

18) この文書は、次のアドレスから入手できる：https://ustr.gov/archive/assets/World_Regions/North_Asia/Japan/Regulatory_Reform_Initiative/asset_upload_file229_6538.pdf

月まで続いた²⁰⁾。なお、「年次改革要望書」を毎年提出する仕組みの原型は、1993年7月の宮沢喜一首相とクリントン大統領の首脳会談で決まり、それを歴代の政権が引き継いできたものである²¹⁾。

さらに、上記の秋本の質問との関わりで紹介しておく、弁護士の原田裕彦は、合併対価の柔軟化に関しての法制審議会での議事の進め方が強引であり、「審議会の議論の方向への強い圧力が読み取れる」と評している²²⁾。原田が問題視しているのは、法制審議会会社法（現代化）部会における以下の事務局の発言である。

この問題（仮屋注：合併対価の柔軟化の問題）は、冒頭に〇〇幹事から御説明がありましたように、対外的な問題でございます。もともとアメリカが、日本が株式交換・株式移転制度をつくったときに、親会社の株式は使えない、外国の会社が日本の会社を子会社にしようとする場合には使えないというこ

19) 秋本の質問に対し、当時、法務省民事局長であった寺田逸郎（第18代最高裁判所長官）は、「おっしゃるとおり、この合併対価の柔軟化を始めとする会社の組織再編行為に係る規制の改革に関する要望、これはアメリカ政府の方からも、今委員の御指摘のとおり、日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく日本政府への米国政府要望書、具体的には二〇〇四年の十月に出されておりますけれども、それで我々も目にしたところでございます。この中には、今申し上げた三角合併等が具体的な要望項目として挙げられているところでございます」と答弁している。また、寺田は、「一般的にこの米国政府の要望書はおっしゃるとおり毎年出されておまして、それは関係省庁の関係する部分についてそれぞれ省庁の担当官に送られてくる」としつつも、「アメリカの要望が一〇〇%満たされるということはこれは現実にはないことでもございます」と述べている。

寺田のコメントと著しい対照をなすのが、次の鈴木宣弘（東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授）のコメントである（以下は、鈴木宣弘「失うだけの日米FTA」世界2019年9月号137頁以下、142頁から引用）。

日本の対米外交は「対日年次改革要望書」「貿易障壁報告書」、米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく（その執行機関が規制改革推進会議）だけだから、次に何が起こるかは予見できる。米国の対日要求リストには……項目が並んでいる。それをどれから差し出していくかという順番を考えるのが日本の「戦略的外交」である。

20) 濱田眞樹人「上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化——2009年の東証上場会社の独立役員確保に関する議論」ビジネスクリエーター研究第2号（2010年）81頁以下、88頁参照。

21) 関岡英之『拒否できない日本——アメリカの日本改造が進んでいる』（文藝春秋、2004年）52頁～58頁を参照。

22) 原田・前掲注13）448頁～450頁参照。「」内の文章は、450頁から引用した。

とが非常にアンフェアであるということを強く言って、それがヨーロッパにも浸透して、アメリカ、ヨーロッパ両方から言われ、それが、先ほど御紹介のあった対日投資会議にも反映しているわけでございます。したがって、アメリカやEUが求めておりますのは、できるだけ簡便な方法で、つまり日本の株式交換・株式移転で行われているものと実質的な内容としてほぼ同じものをトライアングュラー・マージャーという形で導入することを求めているわけでございますので、その手続が非常に重たくなるということは、せっかくやっていたとしても、またぞろアメリカから非難されるということになりかねないということも御検討の際には御留意いただければと思います²³⁾。

なお、(仮屋注：合併対価の柔軟化に関連する) 現金と外国会社株式につきましては、極めて強い要望が国内外から寄せられているところでございまして、実現しないという選択肢の採用はなかなか難しいものですから、実現するというを前提に、もし懸念される弊害があるとすれば、いかにその弊害を抑え得るかという方向で御議論いただければ非常に幸いです。よろしく願いいたします²⁴⁾。

原田の見立ては、あながち極端すぎるものともいえない。たとえば、名古屋経済大学名誉教授の坂本雅子は、「日本の属国化」という表題の下に、次のように語っており²⁵⁾、原田の見立てを裏打ちしている。

日本の場合は特殊である。日本に対して米国は、上記の TPP のような新

23) 法制審議会会社法(現代化)部会第4回議事録 (<https://www.moj.go.jp/content/001225199.pdf>) から引用。

24) 法制審議会会社法(現代化)部会第23回議事録 (<https://www.moj.go.jp/content/001225266.pdf>) から引用。

25) 以下の坂本のコメントは、坂本雅子「空洞化・属国化の克服と新たな資本主義の模索を(上)」経済2020年7月号120頁以下、133頁~134頁から引用した。なお、年次改革要望書を通じたアメリカの要求と日本の改革との関わりで、拙稿「3先生と私——コーポレート・ガバナンスの収斂論争、中国会社法、経済政策法としての会社法——」一橋法学20巻1号(2021年)33頁以下、46頁注42 (<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/71597/hogaku0200100330.pdf>) に掲載した山部俊文(一橋大学名誉教授)・布井千博(一橋大学名誉教授)のコメントも参照されたい。

型投資協定とほとんど同じ項目を、双務的な協定ではなく片務的な「要求」として突き付け、受容させてきたからである。すなわち米国は1994年以降毎年、あらゆる分野の「規制撤廃」に関する数百の細項目を羅列した50ページ程にも及ぶ要求書を、毎年つきつけてきた。駐日米国大使館の翻訳したものには、表紙に「規制撤廃要望書」とか「規制改革要望書」と大書されていた（日本では一般的に「年次改革要望書」と呼ばれている）。

その中には、1980年代後半から始まった様々な日米交渉で、米国が日本の競争力を叩き潰すため日本に受容させた要求の完遂も含まれていた。米国は毎年、日本の受け入れた状況を点検しつつ新たな要求も加え、09年に鳩山内閣の下で停止されるまで続けた。01年からは「日米投資イニシアティブ」という協議の場も設けられた。

国際的にみても仰天するような形で押し付けられたこの「要望書」で、日本は何を強制され、受容させられたのか。それをまとめたのが下記①から⑥である。これは「日米投資イニシアティブ報告書」（「成長のための日米経済パートナーシップ」）に掲載されたリストの項目に基づいたものである（2002年版、2006年版）。このリストは「日米投資イニシアティブ」の協議の場で、日本側交渉担当者自身が作成して「日本は米国の要求を受けてこれだけの『規制撤廃』、『改革』をしました」と、米国側に報告するために提出したものである。つまり米国の要望で日本が行った「規制撤廃」、「改革」のリストと言える。なお、①～⑥の分類と太字タイトルは「改革」の本質に基づき筆者が分類して付した。

（仮屋注：ここでは①～④は省略し、会社法制度と関わる⑤⑥のみを引用しておく）
⑤ **国境を越えた M&A 促進**（三角合併（親会社の株式を対価として合併を行う）・現金合併の容認、純粹持株会社解禁、合併手続簡素化他）
⑥ **米国型コーポレートガバナンスと株主資本主義の推進**（企業経営に機関投資家の意向を反映、ストックオプション制度の自由化）。

ところで、会社法研究者の神田秀樹（東京大学名誉教授・学習院大学教授）は、「なぜ、いま新会社法なのか」と問われれば、様々な「背景のなかで偶然的な

(そして複雑な?) 事情が重なった歴史の所産であるというのが私の実感である」と述べつつ²⁶⁾、参議院法務委員会での審議における築瀬進議員(民主党)と法務大臣のやり取りを紹介している²⁷⁾。このやり取りについて、神田は、何もコメントしていないが、敢えて自著にこのやりとりを掲載した趣旨は、神田が築瀬と同じ問題意識を共有しているからであろう。築瀬の発言をかいつままで紹介すると、こうである。会社法というこれからの日本の経済社会の姿を決めてしまうような重要法案であるにもかかわらず、国会の審議能力を大幅に上回るような——関係資料7800頁を35時間で目を通すことなどできない——法案の提出の仕方(=国会の形骸化につながる法案提出の仕方)がなされており、役所が大変時間を使ったのに、国会の審議時間が少なすぎるということは、官僚主導の政治を容認した(=官僚主導型で国会のチェック機能は弱くなってもいい)ことになる。つまり、築瀬は(おそらくは神田も)、会社法について、法としての正統性を担保すべき民主的なプロセスの裏付けが乏しい強引な立法が行われたことを問題視しているわけである²⁸⁾。

これまで見たとおり、会社法制定の経緯を振り返ると、本山美彦のコメント——「アメリカ政府は日本に執拗に三角合併の採用を迫っていた」(Ⅲを参照)——には信憑性があり、アメリカ政府は会社法案を成案に導く推進力となっていたと見てよさそうである。

V 金融という構造的権力

本山美彦のコメントに端を発する2つ目の問い——なぜアメリカ政府は巨大金融コングロマリットの利益を増進させようとするのか——に移ろう。

過度な単純化は慎まなければならないが、上の問いに対する端的な答えは、「ワシントン・コンセンサス体制下における覇権国家アメリカは、金融機関と政

26) 神田・前掲注6) 36頁参照。「 」内の文章は同頁から引用した。

27) 神田・前掲注6) 34頁~36頁参照。

28) 近年の会社法制改革にこうした問題があることは、かつて私も指摘したことがある。拙稿・前掲注3) (「コーポレート・ガバナンス放談(下)」) 111頁~112頁を参照されたい。

治が癒着した『ウォール街・財務省複合体』の下で、ほぼ一貫して金融機関の利益に資するような国家戦略を、新自由主義というイデオロギーによって正当化しつつ、遂行した²⁹⁾からであるといえよう。ワシントン・コンセンサスとは、「資本の自由な国際的移動こそが、世界の経済社会を繁栄させるという信念を共有して、資本の国際間の自由化を進めることを目指す政治的経済的合意³⁰⁾」のことである。また、「ウォール街・財務省複合体 (Wall Street-Treasury complex)」というものは、経済学者でコロンビア大学教授のジャグディシュ・バグワティ (Jagdish Bhagwati) — 彼は、ウォール街の勢力がアメリカの政府中枢に深く入り込み、金融機関の利益のために金融市場の自由化を進めていることを批判している — が、アメリカの政治体制を指して創った言葉である³¹⁾。

アメリカはワシントン・コンセンサスを世界中に広め、世界の経済体制を根底から変えようとしてきた。その背後にある「ウォール街・財務省複合体」は、一種の「構造的権力」 — 目に見えるむき出しの力を行使するわけではないが、存在するだけでほとんどの組織がこの権力の意向に添おうとし、もし権力の意向に逆らえば、その組織は社会的に抹殺されてしまう — としての「金融権力」 — 「人脈」によって相互に深く結ばれた金融コンサルタント・大手会計事務所・投資銀行・保険会社などのネットワーク — である³²⁾。

では、「ウォール街・財務省複合体」は、どのようにして揺るぎない支配体制を確立したのか³³⁾？

言うまでもなく、金融機関が政治支配力を手に入れる上で重要な手段となるのは、巨額の政治献金である。「金融業界の政治献金は従来から多かったが、1990年代以降はその額が特に急増し、1990年の6100万ドルから、2006年には2億6000万ドルにまで達した。金融業界は強力なロビー団体となり、たとえば1999

29) 中野剛志『富国と強兵 — 地政経済学序説』(東洋経済新報社、2016年)524頁から引用。

30) 本山・前掲注11)1頁から引用。

31) Jagdish Bhagwati, *The Capital Myth: The Difference Between Trade in Widgets and Dollars*, *Foreign Aff.*, May/June 1998, at 7.

32) 本山・前掲注11)7頁・39頁参照。

33) 以下の記述と関連して、拙稿・前掲注2)461頁注25も参照されたい。

年に上院銀行委員会委員長に就任したフィル・グラムらに対して多額の献金を行った。グラムは1999年グラム・リーチ・ブライリー法の成立に尽力した。この法律は、世界恐慌を受けて1933年に制定されたグラス・ステイーガル法が定めた商業銀行と投資銀行の分離の規制を撤廃するものであった³⁴⁾が、同法は「銀行持株会社は金融持株会社となることによって、証券業務、保険業務その他の業務を含む『本質において金融である業務あるいはそれらの金融業務に付随する業務』及び金融業務の補完的業務を行うことができるようにした³⁵⁾」ので、これにより、金融業内の相互参入に関しては垣根がほぼ取り払われることとなり、アメリカの金融機関は巨大なコングロマリットとなったのである³⁶⁾。

「アメリカには、日本の天下りよりももっと壮大な権力機構を構成するシステムがある³⁷⁾と指摘されるが、これはいわゆる「回転ドア」である³⁸⁾。このシステムは、ウォール街が人材を政府内部の主要ポストに送り込み、政策の策定に関与する上で、極めて重要である。中野剛志（経済産業省官僚・評論家・元京都大学大学院工学研究科准教授）の著作によりながらこれを見てみよう³⁹⁾。

たとえばゴールドマン・サックスは、クリントン政権時の財務長官にロバート・ルービン、財務次官にゲーリー・ジェンスラーを、そしてジョージ・W・ブッシュ政権の財務長官にヘンリー・ポールソン、財務次官にロバート・スティールを送り込んだ。この他にも、ゴールドマン・サックス出身者は、ニューヨーク連銀総裁、行政管理予算局長などの要職に就いた。ゴールドマン・サックス以外にも、リーマン・ブラザーズで役員を務めたロジャ

34) 中野・前掲注29) 495頁から引用。

35) 川濱昇「銀行業への異業種参入」江頭憲治郎=岩原紳作編『あたらしい金融システムと法』（有斐閣、2000年）95頁以下、98頁から引用。

36) 本山・前掲注11) 39頁参照。

37) 本山・前掲注11) 39頁参から引用。

38) 証券行政に関わる「回転ドア」との関連で、山本雅道『アメリカ証券取引法入門——基礎から学べるアメリカのビジネス法——（改訂版）』（第一法規、2019年）145頁のコラムを参照されたい。なお、「回転ドア」は、たとえば製薬業界でもグルグル回っている。この点については、拙稿・前掲注1) 923頁～924頁を参照されたい。

39) 以下は、中野・前掲注29) 495頁～496頁から引用した。

ー・アルトマンはクリントン政権の財務副長官に、ベアー・スターンズのリー・ザックスはクリントン政権の財務副次官補に就いた。

逆に、政府高官がウォール街へと転身することもあった。クリントン政権下における財務長官ルービンや財務省首席補佐官マイケル・フロマンはシエイ・グループに移り、ニューヨーク連銀総裁のジェラルド・コリガンはゴールドマン・サックスに移った。さらにフロマンは、オバマ政権の下では通商代表部（USTR）代表に就任し、TPP交渉の責任担当者となった。このようにウォール街とワシントンの間は「回転ドア」のように人材が行き来し、人脈の太いパイプが形成された。そのパイプを通じて、ウォール街の価値観はワシントンに深く浸透したのである⁴⁰⁾。

40) ここで引用したこととの関連で紹介しておく、レギュラシオン（régulation）学派の代表的な経済学者として知られるロベール・ボワイエ（Rrobert Boyer）は、こう述べている。以下は、ロベール・ボワイエ（山田鋭夫＝坂口明義＝原田裕治監訳）『金融資本主義の崩壊——市場絶対主義を超えて』（藤原書店、2011年）302頁からの引用である（同書がいう「金融資本主義」とは、金融主導型の資本主義〔＝ウォール街の投資銀行主導の成長モデル〕のことである）。

約20年ほど前から、一方のウォール街の高級幹部たちと他方のアメリカ財務省責任者たちとの間で、社会ネットワークの相互接続が緊密化され、制度化されてきた。ロバート・ルービン、ヘンリー・ポールソン、ティモシー・ガイトナー、さらにラリー・サマーズの職歴をたどるとき、印象的なのは、かれらが金融部門と政府部門との間を行き来していることである。証券分析家のなかには、ゴールドマンサックスが将来の財務省長官の特別養成所と化したという仮説を提出する者さえいる。これは、ウォール街の救済（仮屋注：リーマン・ショックの際に、巨額の公的資金が注入され、金融機関が救済されたことを指す。なお、この救済措置については、記念碑的な詐欺に終わるであろう——納税者の資金による救済はもはやなくなるかのような宣伝がなされているが、そうはならない——という批判がある。この点については、岩原紳作「金融危機と金融規制——アメリカのドッド・フランク法を中心に」小出篤ほか編『前田重行先生古稀記念 企業法・金融法の新潮流』（商事法務、2013年）393頁以下、403頁注23を参照。）が自然であるように見えることを説明する。

上記の救済措置について、ポール・クレイグ・ロバーツ（Paul Craig Roberts）——レーガン政権の財務次官補を務めた人物で、経済学への貢献により、1987年にフランスのレジオンドヌール勲章（Ordre national de la Légion d'honneur）を受賞している——は、「ゴールドマン・サックス（その元幹部たちは、タイピによれば、米国財務省、金融規制当局、米連邦準備理事会を支配していた）は、救済措置を、AIGがゴールドマン・サックスに賭けで負けたツケをアメリカの納税者に返済させ（仮屋注：当時を振り返ると、AIGはゴールドマン・サックスのCDS〔Credit Default Swap〕を大量に引き受けていたため、AIGが破綻すれば、ゴールドマン・サックスも同時に破綻しかねない状況があり、AIGには救済の手が差し伸べられたものの、リーマン・ブラザーズに手が差し伸べられ

ることはなかった)、さらに注入された自由な資本で『大きすぎて潰せない銀行』が金儲けの機会を増やす機会だと受け止めた」(ロバーツ・後掲注 41) 230 頁から引用) と述べている。

回転ドアを通じてアメリカ政府に多くの人材を供給しているゴールドマン・サックスは、「ガバメント・サックス」と揶揄されている(佐々木実『市場と権力——「改革」に憑かれた経済学者の肖像』講談社、2013年) 183頁を参照)。「ガバメント・サックス」については、FACTA 2009年12月号の記事「ゴールドマンV字回復の際どさ」(<https://facta.co.jp/article/200912062.html>)で、以下のように述べられている。少し長くなるが、ボワイエやロバーツのコメントの背景がよく分かるので、引用しておく。

ゴールドマン・サックス(GS)をガバメント・サックス(GS)と揶揄する向きがある。あるいは、アメリカの司法・立法・行政のうち、行政はGSに完全に牛耳られている、とも言われる。確かにGSの政府への食い込みはハンパではない。その中心に居るのが今年初頭まで財務長官として権勢を振るったヘンリー・ポールソン元会長兼CEOだ。財務省のキーポジションはポールソンの息のかかったGS出身者で占められ、政策に大きな影響力を与えている。

サブプライム以降の米政府の金融行政を見ていくと、すべてはポールソンの書いた筋書きどおりに進んだように思える。まず、リーマン・ブラザーズの破綻。これによりマーケットは大きく混乱したが、GSにとっては「手ごわい競争相手の1社が消える」のはむしろ好ましい展開だった。続いて大手保険会社AIGの救済。AIGはGSをはじめ多くの金融機関のサブプライム関連リスクの保険を請け負っており、ポールソンは救済に奔走した。ちなみに当時のAIGのCEOエド・リディもGS出身だった。

GSには米政府から少なくとも636億ドル(5兆7200億円)の資金が拠出された。内訳は、すでに返済済みのTARP(不良債権救済プログラム)による100億ドル(9千億円)、AIGが救済されたことで受け取った保険金129億ドル(1兆1600億円)、FDIC(連邦預金保険公社)の暫定流動性保証プログラムによる350億ドル(3兆1500億円)のうち使用分300億ドル(2兆7千億円)程度、それに連銀のCPファンディング・ファシリティが110億ドル(9900億円)だ。

GSが米国民の怒りを買っている最大の理由はここにある。企業がどんなにカネを儲けようとも、純粋に競争を勝ち抜いた結果であれば、アメリカでは称賛されこそすれ問題視されることはない。しかし、GSは政府の支援を得られる立場にあり、常に大きくリスクをとって勝負することが可能だ。うまくいけばとんでもない利益を手にするが、万が一失敗しても政府が尻拭いしてくれる。逆説的だが、これこそ最強のビジネスモデルと言えるのではないだろうか。

「GSにとっては『手ごわい競争相手の1社が消える』のはむしろ好ましい展開だった」とされているが、ジェフリー・サックス(Jeffrey Sachs:世界的に有名な経済学者で、コロンビア大学教授)も同様の見解を示している。2024年8月31日にジャーナリストのタッカー・カーソン(Tucker Carlson)が掲載した対談動画(Jeffrey Sachs: The Looming War With Iran, CIA Coups, and Warning of the Next Financial Crisis)において、ジェフリー・サックスは、ゴールドマン・サックスのライバルであるリーマン・ブラザーズに「目に見物せてやろう」という悪意を持っていたヘンリー・ポールソンが、同社を救済しないことを決め、歴史的な金融危機を引き起こしたことは明らかであるとコメントしている(<https://www.youtube.com/watch?v=IsjKZstp-XU>)。

救済されたAIGのビジネス戦略は、当時、「スチームローラーの前で小銭を拾うような

このようにして、巨大金融コングロマリットは、その経済支配力を政治支配力に転化しているわけである。また、「ウォール街・財務省複合体」が揺るぎない支配体制を確立する上で、最も重要な手段として同著が紹介しているのが、イタリアのマルクス主義者アントニオ・グラムシ（Antonio Gramsci）の「文化的覇権（egemonia culturale）」——ある階級がその支配的地位を確立するためにイデオロギーが持つ権威を利用すること——という概念である。つまり、「ウォール街の金融産業の利益はアメリカにとってよいことだ」という思想や価値観の影響力を利用し、支配体制を確立するわけである⁴¹⁾。

中野は、「こうなると、金融機関にとって不利益となるような規制を導入することは、ほぼ絶望的となる⁴²⁾と述べている。これこそが、まさに「規制の虜（regulatory capture）」として知られていることであるが⁴³⁾、今ある制度は、「ウォール街・財務省複合体」という「力ある者たち」の利益のために選択されたも

もの」と評されていた。人類学者のデヴィッド・グレーバー（David Graeber）は、「AIGはいずれそうなることを完全に見通していたが、なんの対処もしなかった——なぜならスチームローラーが押しつぶすことになるのは、どのみちじぶん以外であるとわかっていたから——という可能性」（デヴィッド・グレーバー〔酒井隆史監訳〕『負債論——貨幣と暴力の5000年』〔以文社、2016年〕636頁注12から引用）があることを指摘している。

なお、「米国民の怒り」は、ウォール街占拠運動（Occupy Wall Street）につながった。これについて、社会思想史を専門とする酒井隆史（大阪府立大学教授）・高祖岩三郎（評論家）は、次のように述べている。以下は、酒井隆史＝高祖岩三郎「世界を共に想像し直すために——訳者あとがきにかえて」グレーバー・前掲書591頁以下、619頁～620頁から引用した。

2007年から翌年にかけての金融メルトダウンとそれ以降の展開は、現代の経済的な統治の仕掛けを赤裸々に暴露するものであった。要するに、ふだんからの公正な市場的競争のみせかけ〔を：仮屋）かなぐりすてて、利潤は私有化（要するにあがった利益はお金持ちに）され、損失は社会化される（リスクと損失は貧乏人に）といった、「資本家への社会主義」をわたしたちは、目の当たりにしたのである。合衆国においては、それまでは「庶民」を重視する民主主義の幻想をちらつかせていたオバマ大統領であるが、その債務地獄を尻目に、すべての仕掛人であるはずのウォールストリート金融界の不良債権を緊急救済する決定をくだした。そして、これこそが、ウォールストリート占拠運動のきっかけのひとつだったのである。

わたしたちが「目の当たりにした」のは、「金貸しが官僚や政治家と結託して万人を絞り上げるような事態」（グレーバー・前掲書30頁から引用）であり、これは「現代の経済的な統治の仕掛け」によって生み出されたものにほかならない。つまり、ウォール街占拠運動という社会運動は、「メイン・ストリート」を犠牲にして「ウォール・ストリート」を潤わせる社会的構図に対する問題提起と位置づけることができるのである。

のであり⁴⁴⁾、そのシステム（支配構造）が世界中に広げられているわけである。日本もその影響下にあることはいうまでもない⁴⁵⁾。

-
- 41) 中野・前掲注 29) 493 頁・496 頁を参照。ドイツの経済学者ヨハネス・マルシュジク (Johannes Maruschzik) は、ポール・クレイグ・ロバーツの著書 (The Failure of Laissez Faire Capitalism [2013]) に寄せたドイツ語版の序文において、「金権政治……の権力構造は、現在ワシントンで主導権を握っている縁故資本主義……から発展したものだ」(ポール・クレイグ・ロバーツ [小谷力訳] 『暴走する新自由主義』 [経営科学出版、2022 年] 20 頁～21 頁から引用) と述べたうえで、政治経済ジャーナリストのマット・タイビー (Matt Taibbi) — 彼はツイッター・ファイル (これについては、拙稿・前掲注 2) 471 頁を参照) を公開したことで有名 — のコメントを紹介している。タイビーは、実際には二つのアメリカ (ペテン師階層用とその他全員用) があり、「ペテン師の世界では、政府は金融会社が金儲けのためのツールとして使う奴隷のような小型のペット犬なのだ。ペテン師階層は、……平均的なアメリカ人には、自分にとっても JP モルガン・チェースやゴールドマン・サックスにとっても、政府は同じものであると信じていて欲しいのだ」(ロバーツ・前掲書 21 頁から引用) と述べているようである。
- 42) 中野・前掲注 29) 496 頁から引用。ロバーツは、「金融規制の欠如は甚だしい機能不全であり、政策の誤りによる社会的コストは莫大」(ロバーツ・前掲注 41) 121 頁から引用) であると見ており、「米連邦準備理事会のアラン・グリーンズパン元議長や他の人が表明した『市場は自己調整機能を持つ』という主張は、抑制のきかない人が自己規制していると言い張るに等しい」(ロバーツ・前掲注 41) 120 頁から引用) としている。そして、「アラン・グリーンズパン議長、ロバート・ルービン財務長官、ラリー・サマーズ財務副長官、アーサー・レビット米証券取引委員会 (SEC) 議長が、商品先物取引委員会委員長であるブルックスリー・ボーンを威嚇して、彼女が店頭デリバティブを規制するという責務を果たすのを妨げたとき」(ロバーツ・前掲注 41) 120 頁から引用) のことを捉えて、「私たちは人類史上最も愚かな四人の公務員、あるいはウォール街に新たな詐欺を仕掛ける四人のペテン師を目撃したのだ」と評している (ロバーツ・前掲注 41) 120 頁から引用。関連して、同書 234 頁～237 頁も参照)。さらに、ロバーツは、「金融機関の不正や犯罪性、政府当局者の利益相反……など、多くの証拠があるにもかかわらず、誰も責任を問われず、意味のある修正規制も制定されていない」(ロバーツ・前掲注 41) 231 頁から引用)、「麻薬国家も困ったものだが、金融国家のアメリカはこの恐ろしさを凌駕している。ブルックスリー・ボーンが言うように、何もしなければ『また同じことが起こる』。しかし、どうしようもない。悪党が政府を牛耳っているのだから」(ロバーツ・前掲注 41) 237 頁から引用) と述べるにまで至っている。
- 43) ちなみに、米証券取引委員会 (SEC) を退職して投資銀行や法律事務所に就職する者が多いことから、SEC はそうした将来の雇用者に対しては法執行が甘い (= 「規制の虜」があるのではないか) という批判がある (山本・前掲注 38) 145 頁参照)。なお、「規制の虜」については、たとえば、拙稿・前掲注 2) 454 頁～458 頁を参照されたい。参考までに付言しておく、日本を震撼させた福島第一原発事故は、「規制の虜」に起因する「人災」であるとされている。この点については、拙稿・前掲注 2) 459 頁～463 頁を参照されたい。

VI おわりに

2006年、神田秀樹は、次のように述べていた。

会社法が成功するかどうかについては、正直なところ未知数である。今後、実務でのさまざまな経験を通じて、数年後、あるいはさらにその先になってから、歴史が答えを出してくれることになるだろう⁴⁶⁾。

2023年、神田は上記のコメントを振り返り、こう続けている。「会社法の施行(2006年5月1日)から17年が経過しようとしているが、答えは今日でも未だ出ていないように思われる」⁴⁷⁾と。会社法のマイスター⁴⁸⁾が「答えは今日でも未だ出ていない」と評するのであるから、きっとそうなのであろう。

「会社法は成功したのか」という問いに向き合うとき、まず頭に浮かぶことは、「何をもって成功というのか」ということである。また、そのことと関わるが、「誰の目から見て成功と評価するのか」といったようなことも頭に浮かぶ。

このようなことを念頭に置きながら、本稿では、「合併対価の柔軟化」を素材

44) われわれは、こうした「制度のリアリズム」を直視する必要がある。ロバーツは述べている。「アメリカは破綻した民主主義国家だ。……ワシントンは、それを支配する利益団体の目的のために働いており、その利益団体が熱心に取り組んでいるのは、金融詐欺や競争である」(ロバーツ・前掲注41) 267頁から引用)と。ついでに言えば、ウクライナやイスラエルでの戦争を見るときにも、こうした視座は欠かせない。なお、「制度のリアリズム」については、拙稿「制度のリアリズム——制度は力ある者たちのためにある」法学セミナー 823号(2023年) 50頁以下を参照されたい。

45) 本山・前掲注11) 8頁には、こうある。「経済のグローバル化を推進した機動力は金融であった。金融が国境を越え、各国の国内銀行を打ち倒していった。日本で言えば、日本長期信用銀行や山一証券などがその被害を受けた典型である。アメリカからの執拗な構造改革の要請によって、日本の金融システムは根底から変えられた。」と。「貯蓄から投資へ」というスローガンや、「新NISA」を推奨する流れなども、これと無縁ではないことに注意が必要である。

46) 神田秀樹『会社法入門』(岩波書店、2006年) 214頁から引用。

47) 神田・前掲注6) 289頁～290頁から引用。

48) 私が神田秀樹を「会社法のマイスター」と呼ぶ理由については、拙稿「若い読者たちへ——『物事は見ようとするから見えるのだ』」法学セミナー 795号(2021年) 34頁以下、34頁～35頁を参照されたい。

に、神田の鑿みに倣い、「歴史的な経緯」に言及しつつ、会社法制改革を振り返って来た⁴⁹⁾。

振り返ってみて、2006年に神田が述べていた言葉——「2005年という年に新しい会社法が制定されたことは、歴史的には、偶然であると同時に必然でもあった⁵⁰⁾」——を思い出した。「必然」が内的な要因によるものではなく、その上、できあがった会社法が「法としての正統性を欠くもの」であるとすると、何ともやりきれない気持ちになる⁵¹⁾。

日本には終わったことについての検証をとかく避ける傾向があるが、会社法制改革に対する政策・施策の検証と反省は様々な観点からなされる必要がある⁵²⁾。次世代の研究者が、河本一郎の言葉に後押しされて獣道に足を踏み入れ、これまでの経緯を俯瞰しつつ、今ある制度を捉え直し、将来、深い研究の轍を刻んでくれることを願って筆を擱く⁵³⁾。

49) 神田秀樹『会社法(第26版)』(弘文堂、2024年)は、初版(2001年)以来、「歴史的な経緯」にも言及しつつ、会社法の全体像について語っている(同書i頁参照)。

50) 神田・前掲注46) 214頁。

51) 「私たちが法に従うのは、それが主権者としてみずから決定に参加した法であるからである」(岩井克人『資本主義の中で生きるということ』[筑摩書房、2024年] 170頁から引用)。われわれは、「『国家』とは『みずから定めた法に従う』という人間の真の『自由』のための『媒介』である」(岩井・前掲書 170頁から引用)という、社会契約論の基本に立ち返って会社法制改革を振り返ってみる必要がある。

52) 本文の記述は、「医事法学会の歩み 2022年度」(2023年10月26日公表) 42頁にある記述——「日本には終わったことについての検証をとかく避ける傾向があるが、この感染症禍に対する政策、対策の検証と反省は様々な観点からしなければならないであろう」——を借用したものである。同頁においては、一読が推奨される文献として、拙稿「コロナ・パンデミックの振り返りのために：制度のダイナミクスを見るための補助線の追加」一橋法学 21巻1号(2022年) 37頁以下 (<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/73470/hogaku0210100370.pdf>) があげられているので、手にとっていただければ幸甚である(参考までに付言しておく、同論文の上梓後、2024年1月11日に、一般社団法人ワクチン問題研究会〔代表理事・福島雅典京都大学名誉教授〕が、「設立後6カ月の成果報告」を行っている〔<https://jsvrc.jp/kaiken240111/>〕。日本の科学と民主主義のあり方について深く考えさせられる動画であるので、是非、参照されたい。)

なお、「医事法学界の歩み」という名称の学界回顧は、明治大学 ELM が、ウェブサイト (<https://www.isc.meiji.ac.jp/~elmmeiji/academic.html>) を通じて公表しているものであり、同サイトには、「ELMがこのような取組みをすることになった直接の契機が、日本評論社刊『法律時報』誌の『学界回顧』から、医事法の項目が2015年をもって姿を消したことにあることは、隠しても隠しきれない事実です」と記されている。

53) 河本一郎は大正12年の生まれであるから、私の父(昭和8年生まれですすでに鬼籍に入っている)よりずっと年長者である。つまり、日本では、河本が示唆するような研究が1世代以上にわたってほとんど行われることがなかったわけである。この空白を何ら埋めることができなまま馬齢を重ねたわが身を振り返るとき、元外務事務次官で駐米大使も務めた村田良平の言葉が脳裏をよぎる。村田が遺した言葉は、こうである。「祖国の再生を次世代に託して」(村田良平『村田良平回想録(下巻)——祖国の再生を次世代に託して——』[ミネルヴァ書房、2008年])。同書において、村田は、アメリカの日本に対する一方的で露骨な内政干渉についても語っているので、読者諸氏には、村田良平『何処へ行くのか、この国は——元駐米大使、若人への遺言——』(ミネルヴァ書房、2010年)とあわせて手にとり、日本外交のトップに立った官僚の証言に耳を傾け、多くの日本人が知覚することすらできなくなっている祖国の真のありようを見つめ直すきっかけにしていればと思う。

ちなみに、「アメリカの占領政策にあっさり服従して、同盟国(=宗主国)アメリカに依存することしか考えられなくなった敗戦後の日本外交を軽蔑していた」のが、フランス大統領だったド・ゴール將軍である(伊藤貫『歴史に残る外交三賢人——ビスマルク、タレーラン、ドゴール』[中央公論、2020年]244頁参照。「」内の文章は同頁から引用)。「1952年以降の『名目的な独立を回復した日本国』は、コラボレーションニスト国家の典型」(伊藤・前掲書250頁から引用)であり、「ドゴールは、『コラボレーションニズムを長期間続けると、国家と民族のインテグリティ、レジティマシー、責任感を喪失してしまう』と確信」(伊藤・前掲書249頁から引用)していた。そして、そのような国家は意思決定能力が麻痺し、知的・精神的な不毛国家となることを見据えていた(伊藤・前掲書251頁参照)。それゆえ、彼は軽蔑の目を日本に向けていたわけである。なお、コラボレーションニズム[collaborationism]とは、「自国の軍事政策・外交政策・経済政策の最も基本的な部分を、『我々を保護し、指導してくれる覇権国に決めてもらう』体制」(伊藤・前掲書249頁から引用)のことである。

1970年にド・ゴールはこの世を去るが、その後、次のような出来事があった。アメリカは、日本の商慣行が特異で市場が閉鎖的であるとして、「建設が予定されていた関西国際空港への国際公開入札を求めてきた。1987年には米国企業の日本での建設業許可が初めて認められ、一方で米国内の公共事業からは日本の建設会社を排除すべく、ワシントンの地下鉄工事入札では日本企業の一番札が取り消されたりもした」(川上征雄「『失われた30年』の始まりと終わり?」地域開発650号[2024年]2頁以下、2頁から引用)。また、1989年に始まった日米構造協議(Structural Impediments Initiative: SII)においては、アメリカによって、「日本由来の独自OSをパソコンに搭載して国内販売することは海外製品の日本市場への参入を阻む非関税貿易障害だと名指しされたのだ。これにより、各学校にハード、ソフトともに国産である日の丸パソコンを配備する文教予算が既に措置されていたにもかかわらず、結局それも断念した。SIIでの協議事項は順次措置され、1990年に最終報告が提出された」(川上・前掲論文3頁から引用)のである。日米構造協議で繰り広げられた対日要求は、実に多岐の分野に及んだ(日米構造協議と会社法制改革との関わりについては、拙稿「国際政治と会社法制改革——平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー734号[2016年]48頁以下を参照されたい)。この流れの延長線上にあるのが「年次改革要望書」である。こうした日本をド・ゴールが目にしていたら、何と云ったであろうか。